

要 旨

異文化間対話を促すコミュニティメディアの成立条件

日比野 純 一

筆者は、阪神・淡路大震災の直後からマイノリティのアイデンティティ強化するとともに異文化間対話に貢献する活動を、コミュニティラジオを活用して16年間続けてきた。しかし、日本においては筆者が活動する放送局は特別な存在として見られ、その取り組みが社会に一般化していない現状がある。

一方、マイノリティのアイデンティティ強化や異文化間対話に貢献する欧米のコミュニティメディアは数多く存在し、それを支える公的な支援制度も他の地域に比べて恵まれている。グローバリゼーションの加速によって社会が多様化していく中では、社会は開かれていき、異文化間の対話が持続可能な社会づくりには欠かせないものである。その対話を促し多様で豊かな社会形成に有効なツールであると筆者が考えるコミュニティメディア、とりわけコミュニティラジオが活動を継続していくために必要な条件を明らかにすることが本論文の目的である。

コミュニティラジオ運動の起源は、ラテンアメリカにある。それは、スペイン人に征服され人権を蹂躪された先住民の権利回復の闘いと、大資本による搾取や過酷な労働を強いられた市民の抵抗運動の中で1940年代後半から50年代初頭にかけて生まれたものである。キリスト教の宣教師がアンデスの山々でスペイン語の教育を目的にラジオを利用したことをヒントに、鉱山労働者や農民が連帯のツールとしてラジオ放送を運動に取り入れていったのである。

一方、欧米では1960年代から1970年代の対抗的な社会運動の中から自由ラジオという言葉を使ったコミュニティラジオが誕生し、80年代にかけてイタリアやフランスで合法化されていき、北米、オセアニアにも広がっていった。そして1983年に世界中のコミュニティラジオ関係者が集う大会がカナダで開催され、やがて世界のコミュニティラジオ局が連帯し国際的な協力のもとにコミュニティと市民参加型ラジオの発展に寄与する活動を展開する国際NGO「世界コミュニティラジオ放送連盟」(AMARC)へと発展した。

その背景には、コミュニティラジオは限られた資源である電波を活用するため、電波の利用を監視する国家や、既得権者である他の放送セクターに、コミュニティラジオの参入を認めさせる運動が必要であったことがあげられる。

AMARCはこのコミュニティラジオの特質や意義を、ユネスコをはじめとする国際諸機関の出版物や宣言文、決議に盛り込む活動を続けており、各国レベルでコミュニティラジオの法制化を求める際に、それらの文言が大きな根拠として効果を発揮し、そしてAMARCがうたうコミュニティラジオの特徴が、コミュニティメディア一般の特徴として認識され、近年の国際的な宣言や決議にも盛り込まれるようになっていった。その一つが、欧州議会が2008年9月に採択したコミュニティメディアに関する決議文で、その中にはコミュニティメディアは次のように定義されている。

- (1) 非営利であり、国家権力のみならず地方権力からも独立している。第一に、公益的で市民社会の利益となる活動に従事している。明確に定められた目標（とする活動）のために奉仕する。またその目標（とする活動）は常に社会的価値を内包し、異文化間対話に貢献する。

- (2) 貢献しようとするコミュニティに責任を持って関わる。つまり、自らの行動や決定を、必ずコミュニティに知らせ、その妥当性を示す。仮に過ちを犯した場合にはペナルティを受ける。これらにより、サービスはコミュニティの利益に乗っ取って提供され続け、いわゆるトップダウン式的関係性が生まれることは防がれる。
- (3) コミュニティのメンバーが自由に制作に参加できる、開かれた場である。メンバーは運営や管理のあらゆる場に参加することができる。しかしコンテンツの編集責任者は、専門的な知識や経験を有していなければならない。

この欧州議会の決議文は、コミュニティメディアを商業メディア、公共メディアと並ぶ一つの明確な集団として法律によって位置づけ、公的に支援していくことの必要性を加盟国に求めている。また AMARC も「十分な予算としての公的資金は、コミュニティメディアの創造と発展の促進のために重要な要素である。放送の非営利性という特徴に適合するように、その税金は免除あるいは減免されることが望ましい」とコミュニティメディアへの公的な財政支援の必要性を訴えている。フランスとイギリスにはコミュニティラジオを公的資金で支援する制度があり、平均すると1局あたり3割から4割の収入をカバーしている。

日本では1992年に政府主導でコミュニティ放送と呼ばれる低出力のFMラジオ放送が制度化され、2010年末の時点で全国各地において240局以上が放送をしている。その4割程度は地方自治体が所有、運営において関与しており、公共ラジオの色彩が強い。また民間企業が設立した放送局も少なくない。コミュニティラジオの定義の一つである「政治や資本から独立」している放送局とは異なる存在である。さらにNHK放送文化研究所の調査では「地域で抱える課題の解決」や「地域の多様な価値観の尊重」を大きな役割と考えているコミュニティ放送局は全体の5%にも満たない結果が出ているほか、FMわいわいの調査では、外国人住民の放送への参加の保証しているコミュニティ放送局はわずかに11局しかない。これらの調査結果から、商業放送と同じように広告やスポンサー収入に依存しているコミュニティ放送局の多くは「地域で抱える課題の解決」や「地域の多様な価値観の尊重」に取り組む余裕がないことが示された。

しかし、日本に、「地域で抱える課題の解決」や「地域の多様な価値観の尊重」に取り組んでいるコミュニティ放送局がまったくないわけではない。その一つが、神戸市長田区にあるFMわいわいである。

FMわいわいは、10言語で放送する多言語のコミュニティ放送局で、在日外国人をはじめとした地域社会のマイノリティの声を伝えとともに、マイノリティとマジョリティの対話の場を創出する役割を担っている。180名以上の国籍や民族、年齢、身体の違いなどを越えた多様な市民のボランティアな活動参加によって多様な番組が制作されている。さらに活動を支えるサポーター組織「わいわいクラブ」には110名の会員が登録されている。

その活動を支えているのは、コミュニティに根を張って多文化共生のまちづくりを進めるNPOとコミュニティからの多様なボランティアの参加である。さらにコミュニティを越えたグローバルな活動連携がFMわいわいの社会課題解決力をより豊かなものになっている。FMわいわいは、震災で突きつけられた社会課題を解決しようと立ち上がった市民による草の根の活動の上に成り立ったコミュニティラジオである。

FMわいわいのようにマイノリティを力づけ、異文化間対話を促すコミュニティメディア、とくにコミュニティラジオが持続可能となる条件を世界のコミュニティメディア20団体に対して行った聞き取り調査(①どんな目的をもって活動を始めたか②だれが団体を所有、運営しているか③どんな人々が活動に参加しているか④いかに活動を持続可能なものになっているか⑤どんな活動に取り組んでいるか)を統計分析した結果、コミュニティに深く根を張ることがコミュニティメディアの持続可能性を経済的にも社会的にも高めていくことが明らかになった。さらに声なき声を伝え、異文化間対話を促すことに貢

献するコミュニティメディアは、マイノリティ当事者の所有、運営、参加が保障されるものでなければ、その役割を十分に果たすことができないことも示され、また、外とのネットワークの必要性も見えた。一方、その国の政府などからの公的資金によってコミュニティメディアを支える仕組みは、いぜん乏しい現実が浮き上がった。

FM わいわいの事例と、世界のコミュニティメディア 20 団体の調査の分析に基づいて、社会の構成員が「声なき声」に耳を傾け、その人たちの声をしっかり社会に反映させ、多文化社会の形成に持続的に取り組んでいくことが可能になるコミュニティメディアの成立条件を、次の（1）から（7）に示す。

- （1）活動の目的に賛同するコミュニティの人々が等しく所有者になれる。
- （2）所有者がコミュニティの多様な背景を持つ人々で構成されている。
- （3）運営がコミュニティの多様な背景を持つ人々によってなされている。
- （4）コミュニティの多様な背景を持つ人々の活動への参加の機会が保障されている。
- （5）コミュニティからの多様な財源の確保に力を注いでいる。
- （6）コミュニティに根づいて活動をしている NPO と連携している。
- （7）コミュニティを越え、国境を越えてラジオ局が連帯している。

しかし、日本のコミュニティ放送局が多様性の確保や異文化間対話への貢献といった役割を担う存在になるには、コミュニティメディアの法的な位置づけを明確にして、一定の条件のもと、公的資金でそれを支えることも必要であり、その道筋については、今後も研究と実践を通して模索していく。